

第21号議案

独立行政法人通則法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例

(島根県情報公開条例の一部改正)

第1条 島根県情報公開条例(平成12年島根県条例第52号)の一部を次のように改正する。

第7条第2号ウ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

(島根県個人情報保護条例の一部改正)

第2条 島根県個人情報保護条例(平成14年島根県条例第7号)の一部を次のように改正する。

第13条第3号ウ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 職員の退職手当に関する条例(昭和29年島根県条例第8号)の一部を次のように改正する。

附則第22項中「第63条」を「第50条の10第2項」に改める。

(独立行政法人森林総合研究所事業負担金等の徴収に関する条例の一部改正)

第4条 独立行政法人森林総合研究所事業負担金等の徴収に関する条例(平成18年島根県条例第66号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人森林総合研究所事業負担金等の徴収に関する条例

第1条中「独立行政法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林総合研究所法」に改める。

第2条第1項中「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。